

官報

號外 昭和二十一年七月三日

第九十回 貴族院議事速記録第七號

昭和二十一年七月二日(火曜日)午前十一時七分開始

議事日程 第七號

昭和二十一年七月二日

午前十時開始

第一 昭和二十一年度歳入歳出總算追加案(第一號)

會議委員長報告

第二 昭和二十一年度特別會計歳入歳出總算追加案(特第一號)

會議委員長報告

第三 昭和二十一年度歳入歳出總算追加案(第二號)

會議委員長報告

第四 農林中央金庫法の一部を改正する法律案(政府提出) 第一讀會

特別都市計畫法案(政府提出) 第一讀會

第五 第一讀會ノ續(委員長報告)

議長(公卿德川家正君) 報告ヲ致サセマス

議長書記官朗讀

去月二十九日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日裁可ヲ奏請セリ

同日委員長ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ

貴族院令の一部を改正する勅令案

同日政府ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ

農林中央金庫法の一部を改正する法律案

同日議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

昭和二十一年度歳入歳出總算追加案(第一號)

昭和二十一年度特別會計歳入歳出總算追加案(特第一號)

昭和二十一年度歳入歳出總算追加案(第二號)

疑ニ對シマシテ、總理大臣ノ出席ガナイ爲答辯ガ留保セラレテ居ルモノガゴザイマス、此ノ際總理大臣ヨリ其ノ答辯ノ爲發言ヲ求メラレマシタ、是ヨリ許可致シマス、吉田内閣總理大臣

〔國務大臣吉田茂君登壇〕

○國務大臣(吉田茂君) 御質問ニ御答ヘ致シマス、橋本辰二郎君ヨリ公債償還ニ關スル御質問ガゴザイマシタ、終戦後ニ於キマシテ、終戦處理ノ爲ニ臨時軍事費等ノ支拂ガ多額ニ上ツタ爲ニ財源ト致シマシテ、公債ヲ發行シ、從ツテ戦後ノ「インフレ」景氣ニ相當刺戟ヲ與ヘタト云フコトハ事實デアリマス、併シナガラ其ノ支拂ハ已ムヲ得ザル債務ノ決済デアリマシテ、當時ノ事情已ムヲ得ナカツタコトデアルト云フコトヲ御了承願ヒタイと思ヒマス、次ニ原案一君カラ御質問ガアリマシタガ、御趣意ハ誠ニ御尤モ存ジマス、政府ハ成ルベク國民ノ信ヲ繋ギタイト云フ考デ居リマス、御希望ノ線ニ沿フテ善處致シタイと思ツテ居リマス、又中山太一君カラ思想、教育問題ニ對スル御意見ガゴザイマシタガ、全然御同感デアリマス、是亦御希望ノ線ニ沿ウテ善處致シタイト云フ考デ居リマス、又賠償問題ニ對スル聯合國側ノ態度ニ付テ御質問ガアリマシタガ、聯

合國側ノ態度ハ公正、合理的ナモノト考ヘテ居リマス、又科學的計算ニ基イテ戰爭能力ノ除去、平和的需要充足ノ二標準ニ從ツテ短期間ニ現物ニ依ル賠償ヲ取立テ方針デアル、斯ウテ了解致シテ居リマス、其ノ期スル所ハ日本ノ再軍備若シクハ……戰爭ノ再發ヲ防止シタイト云フ希望ノ線ニ沿ツテ賠償問題ノ解決ヲ促シツ、アルト、斯ウ私共ハ了解致シテ居リマス、又片岡直方君ヨリ石炭問題ニ付テ御尋ガゴザイマシタガ、石炭ノ重要性ニ付テハ、今更申ス迄モナク政府モ誠ニ重要ナ問題ト考ヘテ居リマス、増産、配給ノ確保ヲ付キマシテハ有フル努力ヲ傾注致シテ居リマス、御答ヘ致シマス

○議長(公卿德川家正君) 是ヨリ議事日程ニ移リマス、日程第一、昭和二十一年度歳入歳出總算追加案、第一號、日程第二、昭和二十一年度特別會計歳入歳出總算追加案、特第一號、日程第三、昭和二十一年度歳入歳出總算追加案、第二號、會議、委員長報告、是等ノ三案ヲ一括シテ議題ト爲スコトハ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公卿德川家正君) 御異議ナ

イト認メマス、豫算委員長林伯爵

一 昭和二十一年度歳入歳出總算追加案(第一號)

一 昭和二十一年度特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)

一 昭和二十一年度歳入歳出總算追加案(第二號)

右衆議院ヨリ送附シタル各案ヲ審査シ總テ衆議院議決案ノ通可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和二十一年七月一日

委員長 伯爵林 博太郎

貴族院議長公爵德川家正親

(伯爵林博太郎君登壇)

○伯爵林博太郎君 只今議題トナリマシタ、昭和二十一年度歳入歳出總算追加、第一號、昭和二十一年度特別會計歳入歳出豫算追加、特第一號、昭和二十一年度歳入歳出總算追加、第二號ノ豫算委員會ニ於ケル經過ヲ御報告致シマス、是ハ昨七月一日午前十時開會致シマシテ、三案一括議題トシテ總會ヲ始メマシタ、先ヅ大藏大臣ノ説明ガアリマシタガ、之ニ付キマシテ其ノ大要ヲ申上ゲテカラ質問應答ノコトヲ申上ゲタイト思ヒマス、元來憲法七十一條ニ依リマシテ、今度ハ昭和二十一年度ノ豫算ヲ踏襲シテ行カナレバナラナイコトハ明カデアリマスガ、何分

二十年度ノ豫算ハ戰事遂行中ノ豫算デアリマシテ、今回ハ終戦後平時ノ豫算デアリマスノデ、之ヲ施行豫算デ支拂フト云フコトハナカノムツカシイノデ、謂ハバ竹ノ木ヲ接グト云フヤリナク、此ニナツテ辻褄ガ合ヒマセヌ、從ツテ此處デ暫定的ノ實行豫算ト云フモノヲ作ラナレバナラナクナツタノデアリマス、勿論實質上二十一年度ノ豫算トシテハ何レ改定豫算ヲ作リマシテ政府カラ近ク議會ヘ出スト云フコトデアリマス、只今申シマシタ四、五、六、七、此ノ四箇月間ノ暫定的實行豫算ヲ作ツタノデアルガ、之ヲ施行豫算デ以テ支拂ヒノ出來ナイ部分ガ多イノデアルカラ、ソレハ豫備金ノ支出、又ハ緊急財政處分等ニ依ツテ之ヲ支拂ハナケレバナラナクナツタ、只今議題トナツテ居リマスモノハ即チ此ノ暫定豫算ノ中デ施行豫算等デ支拂シ得ザルモノニ付キマシテ大體七分ノ豫算トシテ出シタモノデアアル、數字ノコトヲ申上ゲレバ、昭和二十一年度歳入歳出總算算追加第一號ト云フモノハ、全體デ三十七億七百餘萬圓デアリマス、同ジク歳入歳出總算算追加第二號ハ、遞信省新設ノ爲ノモノデアリマシテ、百萬圓バカリデアリマス、同ジク特別會計歳入歳出追加特第一號ハ、學校特別會計

ニ關シマスル政府職員給與改訂ニ關スル總額デ千二百餘萬圓ナツテ居リマス、其ノ歳入歳出ノ關係ヲ簡單ニ申シテレバ、四月乃至七月ニ互リマス、一般會計ノ歳入、百十三億四千餘萬圓ナリマスガ、其ハ只今申シマシタ通り、施行豫算内ノ支拂ノ外ハ、豫備金支出、緊急財政處分ニ依ル支出、又ハ四ノ追加歳入ニ依ルモノデ支拂スルノデアリマス、歳入ノ方面ニハ即チ四十七億六千三百餘萬圓デアリマスガ、之ヲ百十三億カラ引キマスト、其ノ總額ハ六十六億足リナクナルノデアリマス、是ハ即チ大藏省證券ノ發行、一時借入金デ賄ヒ、本年度ノ歳入等デ返償ヲ行カウトテ考デアリマス、即チイコトハドウカ遠記ニ就テ御讀ミテヒマス、ソレヲ實質總額ニ付キマシテ簡單ニ申上ゲテ見マスト、元來此ノ追加歳算ト云フモノモ相當大キナモノデアアル、而シテ非常ニ急ヲ要スルモノ相繼ノ重要ヲ會議ヲ開イタコトハ認メルケレドモ、七月ノ一日ユナツテ七月ノ豫算ガ貴院ニ廻ルヤウナコトニナツタト云フコトハ謂ハバ不都合デアアルと思フ、此ノ邊ニ付キマシテ政府ハ元來衆議院ニ於テ如何ナル處置ヲ執ラレタノデアルカ、七月ノ費用ヲ急激ニ改

定豫算ノ中カラ引キマシテ提出スルコトトナツタ爲ニ、先般衆議院ニ出ス直前ニ當テ關係各省トノ了解ガ付イタヤウナク終デアツテ、此ノ邊ニナツタト云フコトハ、二週程ナコトデアアル、七月ノ一日、二日位ノ費用ハ施行豫算ノ範圍内デヤレルと思フ、次ニハ同前明細ト云フコトニ付テハナカノ、是ハ莫大ナモノデ、ナカノ、悲慘ナ者モ其ノ間ニ關クノデアアルガ、其ノ邊ノ費用ノ見積モ暫イテナイ、在滿邦人ノ方面ニ付テハ、官吏ノ方面ハ旅費等ガ見積ヲアルガ、一般邦人ノモノハ計上サレテ居ラナイヤウデアアルガ、是ハドウ云フ譯デアアルカ、其ノ他斯ウ云フ重大ナモノデアツテ計上サレナイモノニ付テノ點ヲ逐一質問サレタノデアリマス、是モ急場ノ際デアツテ、或ハ日銀ガ立替ヘタリ、或ハ現地ニ於テ總替ヘテ支拂ツテ貰ツタリ、外務省ガ支拂ツタリ、色々緊急ノ處置ヲ執ツタノデアアルガ、何レ借リタモノデアアルカハ是ハ政府ガ追ツテ計上シテ拂ハナケレバナラナイ、從ツテ是ハ漸次豫算化スルト云フコトニ依ツテ辻褄ガ合セテ行ク積リデアアル、サウスレバ段々軌道ニ乗ルヤウニナル、今日ノ官吏ハ只今ノ表面ノ俸給デハ到底生活シ得ナイ是ハ明瞭デアアル、其ノ手當ノ現狀ハド

ウデアアルカ、抽換のデナク、具體的ノ説明ヲシテ貰ヒタイ、月給ノ百圓トスルト物價手當ガ六割即チ六十圓ト云フモノガ煩エル、家族手當ガ一人ニ付二十圓ヅツ煩エル、永々官吏デアツタ者ハ判任官デ言ヘバ即チ退職手當ト云フモノガ相當ニアル、其ノ倍額ガ臨時手當ニナツテ又支給サレテ居ル、結局官吏ノ俸給ハ引揚メテ五割ヲ増サウト思ツテ居ル、サウシテ上ノ方ノ官吏ニハ海タ、下ノ方ニ厚クスル積リデアアル、處デ又家族手當ト會社トノ關係ニ付テノ質問ガアリマシテ、會社デ雇フ場合ニハ兎角ドウモ前ノ家族ハ何人アルカ、ソレガ多イト云フト堪能ナル者ガ來マシテモ雇入レナイ、或ルベク支給ノ少イ者ヲ選ブト云フヤウナコトヲ聞クノデアアルガ、ソレハ事實デアアルカ、若シソレガ事實デアレバ、是ハ國家事業デアアル、家族ガ困ルカラト云フコトハ國家ガ求濟スベキコトデアアルト思フガドウデアアルカ、勞働保險ノヤウニ會社ノ負擔トシテ「プール」制ヲ作ツテ行キタイ、其ノ「プール」制ノ方ニ會社ノ方カラ若干ゾツ一人ニ付テ入レマシテ、其ノ中カラ家族ハ分與シタイと思フ、何レ大藏省ノ中ニ給與局ト云フモノガ出來マスカラ、是ハ出來ルダケ早ク合理化シテ行キタイと思フ、進

駐軍ノ費用ニ付テモ問答ガアリマシタ
ガ、是ハ省略致シマス、土地開拓事
業、災害復舊ノ件ニ付テモ問答ガアリ
マシタ、本年度内地十三萬町歩ノ開拓
ヲスル、五萬町歩ノ集團開墾ヲヤル、
北海道ハ五萬町歩ヤル等ヲ説明シマシ
テ、其ノ外ニ第四次計畫八十萬町歩計
畫ト云フモノガ出來ルノデ、今年度ノ
補付ニ間ニ合フヤウニナツテ居ル、第
五次計畫モ追ツテ之ヲ行フ積リデア
ル、災害復舊モ年度計畫デ之ヲヤツテ
行ク、國有林、民有林林道等モ計畫シ
テ居ルノデアル、從ツテ労働者モ要ル
ノデアルカラシテ、失業救済ニモナ
ル、「メリケン」粉、棉花ノ輸入ト我ガ
通貨量トノ關係ニ付テモ質問ガアリマ
シタ、其ノ外重要ナル質問ガゴザイマ
シタガ、是ハ速記録ニ譲リマス、次イ
デ討論ニ入りマシテ、採擇ヲ致シマシ
タル處、此ノ追加豫算ハ三案共全部全
會一致ヲ以テ可決ニ相成リマシタ、此
ノ段御報告ヲ致シマス

○議長(公爵徳川家正君) 別ニ御發言
モナケレバ是ヨリ採決ヲ致シマス、御
異議ガナケレバ、三案全部ノ問題ニ供
シマス、三案共委員長報告通りデ御異
議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナ
シト認メマス

○議長(公爵徳川家正君) 日程第四、
農林中央金庫法の一部を改正する法律
案、政府提出、第一讀會、和田農林大
臣

農林中央金庫法の一部を改正する
法律案

右

勅旨を奉じて帝國議會に提出する。

昭和二十一年六月二十九日

内閣總理大臣 吉田 茂
農林大臣 和田 博雄
大藏大臣 石橋 湛山

農林中央金庫法の一部を改正する
法律案

農林中央金庫法の一部を次のやうに
改正する。

第五條第一項中「森林組合聯合會」
の上に「蠶絲業會、蠶絲協同組合」を
加へる。

第十四條ノ二第一項中「融通」ス
場合」の下に「並ニ自作農創設維持ノ
事業、農地ノ造成及改良ニ關スル事業
其ノ他主務大臣ノ指定スル事業ニ必要
ナル資金ヲ融通スル場合」を加へる。

第十五條第一項第六號中「戰時金融
金庫」を削る。

第十五條ノ二 農林中央金庫ハ特ニ
必要アリト認メタル場合ニ於テハ

前條第一項ノ規定ニ拘ラズ命令ノ
定ムル所ニ依リ業務上ノ餘裕金ヲ
以テ同項第四號又ハ第五號ノ法人
ニ對シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ十箇
年以内ノ定期償還貸付又ハ年賦償
還貸付ヲ爲スコトヲ得

附則

この法律は、公布の日から、これを
施行する。

〔國務大臣(和田博雄君登壇)〕

○國務大臣(和田博雄君) 只今上程セ
ラレマシタ農林中央金庫法ノ一部ヲ改
正致シマス法律案ノ提出理由ヲ御説
明申上ゲマス、御承知ノヤウニ、現在
我が國ガ當面致シテ居リマスル、經濟
上ノ諸困難ヲ克服致シマスル爲ニハ各
種ノ生産力ノ向上ヲ圖リマスルコトガ最
モ緊要事デゴザイマスルガ、就中食糧
ノ増産ト見返リ物資ノ増産トハ現下ノ
危機打開ノ爲ノ主要施策デアルト存ジ
マス、而シテ是等ノ施策ヲ強力ニ促進
致シマスル爲ニハ事業資金ノ圓滑ナル
融通ヲ圖リマスルコトガ必要デゴザイ
マスルノデ、農林中央金庫ニモヨリ一
層此ノ方面ニ於キマシテ、協力ヲ爲シ得
ル途ヲ開クト云フコトガ此ノ改正法律
案ノ眼目デゴザイマスル、即チ改正ノ第
一點ハ、現在政府資金ノ融通ガ停止致

シテ居リマスルノデ、自作農創設維持
事業資金、農地開發事業資金等ノ長期
年賦資金ノ融通ヲ、農林中央金庫ノ自
己資金ヲ以テマシテ爲シ得マスルヤウ
ニ其ノ年賦貸付ニ關シマスル制限ヲ撤
廢スルト云フコトデゴザイマスル、次
ニ第二點ハ、現下ノ金融事情ニ鑑ミマ
シテ、農林水産業ニ關シマスル事業ヲ
營ミマスル法人ノ所望致シマスル設備
資金等ノ比較的長期ノ資金ヲ農林中央
金庫ノ餘裕金ヲ以テマシテ、融通シ得
ル途ヲ新タニ開クト云フコトデゴザイ
マスル、又蠶絲業ニ關シマスル團體等
ニ對シマシテ、農林中央金庫ノ所屬員
タルノ資格ヲ與ヘマシテ、見返リ物資
ノ太宗デアリマスル蠶絲ノ増産ニ資ス
ルコトニ致シタノデゴザイマスル、以
上ガ此ノ改正案提出理由ノ概要デゴザ
イマス、何卒御審議ノ上速カニ御協賛
アラムコトヲ御願ヒ致シマス

○子爵戸澤正巳君 只今議題トナリマ
シタ農林中央金庫法の一部を改正する
法律案ノ特別委員ノ數ヲ十九名トシ、
其ノ委員ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動
議ヲ提出致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(公爵徳川家正君) 戸澤子爵ノ
動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナ
シト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致
サセマス

〔宮坂書記官朗讀〕

農林中央金庫法の一部を改正する法律
案

特別委員

後藤 桂 廣太郎君 後藤 四條 隆徳君

伯耆 前田 利男君 子爵 安藤 信昭君

子爵 北條 倚八君 子爵 土屋 尹直君

男爵 内海 勝二君 男爵 中村 貫之君

男爵 三須 精一君 男爵 倉富 鈞君

中村 藤兵衛君 竹下 豐次君

今井 五介君 三橋 四郎次君

諸橋 久太郎君 伊藤 傳七君

佐々木 嘉太郎君 安田 伊左衛門君

栗栖 勉夫君

○議長(公爵徳川家正君) 日程第五、
特別都市計畫法案、政府提出、第一讀
會ノ續、委員長報告、委員長三荒伯爵

特別都市計畫法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依
テ及報告候也

昭和二十一年六月二十九日
委員長 伯耆二荒 芳徳

貴族院議長公爵徳川家正殿

〔續前二院方總務會議〕

○特別都市計畫法案 特別都市計畫法案ノ施行規則及施行細則ニ結果ヲ傳達シテ致シタルト云フマス、本委員會ハ去ル二十日第一回開キマシテ、政府當局カラ詳細ニ本法案ノ説明ノ要旨ヲ聴取シマシタ、二十七日、八日ノ二日間ニ渡リマシテ、質疑應答ヲ重ネマシタ、其ノ結果ト致シマシテ、本法案ハ全會一致ヲ以テ可決致スベキモノト決定ヲ致シタルデアリマス、只今ヨリ極シ簡便ニ、本法案ノ提出ノ理由ニ付キマシテ申上ゲ、且質疑應答ノ狀況ヲ御報告致シタルト存ジマス、此ノ法案ハ全國ノ戰後都市百二十有餘、其ノ燒失面積一億六千萬坪ト云フ有史以來ノ災害ニ對シマシテ、急速ニ之ヲ復興致スベク、現在ノ都市計畫法デハ十分分ナ點ヲ本法律案ニ依リマシテ補ツテ、土地ノ區劃整理、又近代都市建設ヘト進ミタルト云フノガ、所謂提出ノ根本ニナツテ居ルデアリマス、或委員カラ本法ガ過小宅地、即チ極ク狹イ土地ノ整理ニ付キマシテ、規定致シテ居ル點ニ付テ質疑ガアツタノデアリマス、大體過小宅地ト申シマス、百平方「メートル」、即チ坪數ニ致シマシテ、三十坪ヲ限度ト致シマシテ、此ノ

過小宅地ト云フモノヲ廢止地ニ於テ整理ヲ致シタルコトニナツテ居ルノデアリマス、又問者ガ提議致シマシタルハ、例ヘバ淺草ノ如キ、或ハ日本橋ノ如キ、所謂盛リ場ニ於テハ、五年、六年、七年ト云フヤウナ最小ノ坪數ヲ以テ、單位ニシテ、ソレデ經濟上ノ獨立ヲ保テ得ルヤウナ現實ニ對シテ、此ノ土地ヲ殖ヤストカ、或ハ他ノ方カラ之ニ増加ヲ致シマシテ三十坪ニスルト云フコトハ、所有者自體ガ賛成ヲシナケレバ出來得ナイコトデアル、併シ法律ニ於テハ、是ガ強制力ヲ持ツテ居ナイノデ、サウ云フ場合ニハ、實行ガ甚ダ困難ハナイカト云フヤウナ質問デアツタノデアリマス、之ニ對シマシテハ、所謂土地ノ區劃ノ整理委員會ガゴザイマシテ、其ノ委員會ニ於テ、十分決定ヲ致シテ參ルト云フ説明デゴザイマシタ、又土地ノ併合、又分割、換ヘ地等ニ對シマシテハ、其ノ委員會ガ十分ニ研究ヲ致シマシテ、サウシテ金錢ヲ以テ補償ヲ致シテ解決ヲシタルト云フ説明デゴザイマシタ、ソレカラ或委員カラハ、斯クノ如キ土地計畫ニ對シテハ、現在土地ノ沈下、詰リ沈ンデ降ツテ行ク沈下デゴザイマス、沈下ト云フコトニ付テ、十分ナル考慮ヲ拂ハナイ

ト計畫ニ關聯ヲ來シハナイカト云フ質問ガゴザイマシテ、政府委員ト致シマシテハ、此ノ沈下ニメニツノ異ガアル、一ツハ地質學的ニ最早沈下ト云フモノハ終リタノダト云フ見方ト、他ノ見方ハ地下ノ利用ノ限度ガ越ス程、沈下ニ達シタノデ、是レ以上ハ沈下ヲシナイノデアラウト云フ説ガアルガ、孰レニシテモ十分ナル注意ヲ拂フテ此ノ仕事ヲ行ツテ參ルト云フコトデゴザイマシタ、又或委員カラハ綠地帶ト道路敷ノ問題ニ付テ質問ガゴザイマシテ、綠地帶ハ見角道路敷ヨリモ其ノ施設ノ著手ヲ遅レ勝デハナイカト思フ、斯カル點ニ付テハ保健衛生ノ立場カラ十分ニ綠地帶ニ對シテノ施設ヲ遲滞ナクヤルヤウニ希望ヲセラレタノデアリマス、此ノ點ニ付テ政府當局ト致シマシテハ、是等ノ土地區劃補助率ニ付キマシテ詳細説明ガゴザイマシテ、土地ノ區劃ハ八割以內、廣幅ノ道路ハ七割五分以內、其ノ他ノ道路ハ二分ノ一、水道ハ三分ノ一、下水道ハ三分ノ二以內ノ補助ヲ致シマシテ總額ニ百億圓ノ金額ヲ使ツテ其ノ整理ヲ致スト云フコトノ説明ガゴザイマシタ、更ニ此ノ復興事業ニ關シテハ非常ナ精密ナル計畫ヲ要スルガ、如何ナル權威者ヲ集メテ研究シタカト云フコトニ

付テノ質問ガゴザイマシタガ、當局ト致シマシテハ終極以來事務家、實務家、學者等ノ十數圓會同致シマシテ此ノ計畫ヲ制定シタルデアルト云フ説明デゴザイマシタ、更ニ都市ノ人口ニ付テ制限ヲシナケレバナラナイ、此ノ制限ニ付テドウ云フ方策ガアルカト云フコトノ質問ガゴザイマシタ、之ニ付キマシテハ、政府當局ト致シマシテ都市ノ急激ナル膨脹ハ色々ナ理由ガアリ、又特別ノ都市ノ性格ニ依ツテナカナカ一概ニ之ヲ處理スルコトハ出來ナイ、例ヘバ東京ニ於ケル工業都市ノ膨脹デアルトカ、或ハ學校ノ集中ノ結果、都市ノ膨脹ガ非常ニ急速ニ進ンデ居ルトカ、或ハ近クニ軍都ト云フモノガ出來テ、佐世保トカ横須賀ト云フヤウナ都市ガ急激ニ膨脹シタルト云フヤウナコトガアルノデ、ドウ云フ所ニ工業都市ヲ建設シ、ドウ云フ所ニ學校ヲ移轉セシメルカ、又從來ノ陸軍海軍ノ諸施設ニ向ツテ學校ノ分散ヲ企テルトカト云フヤウナ、色々ノ方策ヲ考ヘルベキダト云フ説明ガゴザイマシタ、次ニ現在ノ極端ナル集中主義ニ付テ政府ハ如何ニシテ國民全體ヲ指導シテ居ルカト云フ質問ガ或委員カラゴザイマシタ、是ハ政府ト致シマシテハ、所謂綠地問題、即チ公園デアルトカ、兒童遊

園デアルトカ云フモノノ設備ヲ十分ニ致シマシテ、サウシテ健康上ノ最モ必要ナル都市ノ環境、又居住環境トシテノ要點ヲ整理セシメルコトニ努メテ居ルト云フコトデゴザイマシタ、更ニ或委員カラ集中主義ナルモノハドウ云フ風ニシテ之ヲ阻止スルカト云フ點ニ付テ、進フ角度カラノ質問ヲ提出サレタノデアリマス、ソレハ政府ト致シマシテハ、丸ノ内トカ、京橋トカ、日本橋トカ云フ處ニ各、都心ト云フモノガアル、新シク都心ノ研究ヲ致シマシテ、山ノ手、新宿、例ヘバ池袋等ノ處ニ新シイ都心ヲ造ツテ、サウシテ交通其ノ外ノ煩雜ヲ困難ヲ解決スルト云フ説明ガゴザイマシタ、更ニ豫算ノ關係ニ付キマシテ、或委員カラ此ノ事業ハ法律ト經費トガ並行シテ行カケバレナラナイノデアアルガ、一體ドウ云フ經費ヲ之ニ配當シテアルカト云フ質問ガゴザイマシタ、政府ト致シマシテハ、正式ニハ未ダ提案サレテ居ナイガ、公共事業トシテ約六十億ノ關係經費ヲ撥込シテ居ルノデアツテ、將來ニ於テ之ヲ完成スルノニハ約百億ノ經費ガ必要ナルト認メラレテ居ル、又或委員カラ豫算ナルモノハ總テ繼續年度デ立テテ行クノガ豫算デハナイカト云フ質問ニ對シマシテハ、物價其ノ他ノ變動ノ

千萬圓ヲ以テ、之ニ充當シテ行カウト云フ説明デゴザイマシタ、尙或委員カラ、此ノ事業ハ戰災ヲ蒙ツタ現在ノ日本國ノ狀態カラ言ツテ、假令百億ラ費スト雖モ非常ナ經費ノ支出ノ膨脹ガ考ヘラレル、此ノ點ニ於テハ、政府ハ徹底ノニ連カニ總テノ施設ヲ完成スル必要ガアルト思ハレル、十分ナル計畫ノ下ニ進メラルベキモノダト云フ希望ヲ持ツテ居リマシタコトヲ附言ヘテ置キマス、ソレハ委員會ト致シマシテ、委員長トシテ報告ヲ希望セラレルト云フ當該委員ノ申出デアリマシタノデ附加致シテ置ク次第デアリマス、以上ノヤウナ質疑應答ノ後ニ於キマシテ討論ニ入リマシタガ、別ニ發言者モゴザイマセヌデ採決ヲ致シマシタ處ガ、全部ガ贊意ヲ表セラレマシテ、可決確定致スベキモノト委員會ダハ決定ヲ致シタノデアリマス、以上ヲ以テマシテ報告ヲ終リマス

○議長(公卿徳川家正君) 質疑ノ通告ガゴザイマス、佐々木八十八君

〔佐々木八十八君登壇〕

○佐々木八十八君 只今議題ニナリマシタ特別都市計畫法案ニ關聯致シマシテ、五大都市特別市制問題及ビ府縣併合問題ニ關シテ御質問申上ゲマシテ、

テ東京都制ノ實施ガ先決問題ニナルト
思ヒ込メカラデアリマス、若シ此ノ
際二十七年以來ノ宿案タル五大都市特
別市制ノ實施ト、六十年來ノ難決問題
タル府縣ノ併合問題等ガ斷行ヲ見ルニ
至リマシタナラバ、此ノ特別都市計畫
法案運営ノ圓滑ニ資スル所ガ頗ル多大
ナルモノガアルト思フノデアリマス、
茲ニ於テ私ハ五大都市特別市制實施促
進ノ要領ヲ説明スルニ當ツテ、若シ假
スニ長時間ヲ以テ致シマシタナラ
バ、茲ニ五大都市行政ノ現狀、五
大都市財政ノ現狀、五大都市行
政ノ特質、五大都市ト府縣トノ
對立ニ依ル有ラユル二重施設ニ依ル不
統制ヲ初メト致シマシテ、五大都市市
民ノ租稅公課ノ二重負擔等ノ五大都市
現行制度ノ不備缺陷、及ビ五大都市行
政上ト、財政上トノ要望、及ビ特別市
制ノ必然性等ヲ具體的ニ逐一申述ベタ
イノデアリマスルケレドモ、如何ニセ
ム其ノ實例ハ極メテ多ク枚舉ニ遑アラ
ズデアリマシテ、限ラレタ時間デハ到
底満足ニ列舉シ得ナイノミナラズ、何
分ニモ二十七年間ノ長イ間糊晒シニナ
ツテ居ツタ問題デアリマスガ故ニ、世
人ハ既ニ其ノ實情ヲ周知シテ居ラレル
ノデアリマス、且第七十五議會ニ於

タ處、當時ノ内相兄玉伯爵ノ御答辯ハ眞劍ニ此ノ問題ヲ採上ゲテ速カニ成案ヲ得ルヤウ努力スベシトノ御共鳴モアリマシタ、カルガ故ニ私ハ今日ハ詳細ニ申述ベルコトヲ差控ヘタイノデアリマス、モウ一ツハ從來内務省ニ陳情ノ都度、具體のニ而モ詳細ニ申述ベテアリマスガ故ニ、内務大臣ニ於カセラレマシテハ既ニ業ニ總テ能ク御承知ノコトト存ジマスノデ今日ハ之ヲ簡略致シマス、何レ本問題ニ關シ内務大臣ノ御高見ヲ拜聽致シマシタ上、又更ニ他ノ機會ニ於テ具體のニ詳細ニ申上、ゲル我市民側ノ要望スル特別市制ノ要綱ノミヲ申上ゲテ内務大臣ノ御了解ヲ仰ギタイト存ジマスハ其ノ要綱ト申シマスノハ、一、從來府縣ニ屬セシ事務ヲ特別市ノ事務トスルコト、二、特別市ノ固有事務ハ可及のニ擴張スルコト、三、國政事務トシテ國ニ保留セルコトヲモ之ヲ可及のニ特別市ニ移讓シテ戴クコト、四、府縣知事ノ權限ニ屬スル事項ハ司法警察ト保安警察ノ一部トヲ除クノ外總テヲ特別市長ニ歸屬セシムルヤウニシテ戴クコト、五、特別市及ビ市長ニ對スル監督ハ内務大臣直接ニシテ戴クヤウニシテ、從來ノ制度ニ於テ府縣知事ノ許可、認可、又ハ府縣知事ハ

ノ報告、或ハ訴訟、行政訴訟等ノ事項ハソレトシ、其ノ性質ニ依ツテ市長ノ權限トシ、或ハ主務大臣ノ權限トシテ貰フヤウニシテ戴クコト、六、特別都市ハ其ノ財源トシテハ市ガ徵收スル市税ノ外ニ府縣稅ヲ併課シ得ルニシテ貰ヒタイコト、七、地方分與稅ニ於ケル還付稅及ビ道府縣配付稅ノ交付ニ付テハ特別市ヲ道府縣ニ準ジテ、同ジヤウニ取扱ツテ貰フコト、八、五大都市行政監督ノ特例ヲ廢止シテ戴クコト、九、府縣知事ノ權限事項ハ特別市制ニ依リ市長ガ市令ヲ發スル權限ヲ有スルコトニナリマス、十、特ニ法律ヲ以テ市令發布權ヲ併セ罰則規定ヲ制定ノ要ナルモノト存ジマシテ、是非之ヲ制定シテ貰ヒタイト存ジマス、十一、從來市ノ區域ニ於テ、府縣ノ經營セル事業其ノ他共同處理スルノガ便宜トスルモノガアリマスノデ、ソレ等ノ措置ヲ適正ナラシムル爲、府縣ト特別市トノ組合ヲ設置スルヤウニシテ貰ヒタイ等デアリマス、之ヲ要スルニ五大都市ハ東京都ト共ニ、我が國文化經濟ノ縮圖デアリマシテ、此ノ五大都市ノ榮枯盛衰ガ延イテ國家ノ消長ニモ至大ノ關係ヲ及スモノト言ハザルベカラザルモノト思フノデアリマス、今我ガ國ハ戰後ノ

國家建設ノ爲ニ負フべき役割ノ重大性ニ鑑ミマシテ、民主主義的國家體制確立ノ基礎トシテ、大都市制度ノ行政機能ヲ極度ニ發揮スベキ秋ニモ拘ラズ、僅カニ人口三萬ノ小都市ト同一ノ市制ニ律セラレツ、アル不合理極ル畫一的制度ヲ以テ五大都市ノ發展ヲ阻害シ、愈々行詰リノ窮地ニ陥レシメムトシツ、之ガ改革ヲ遷延放置スルコトハ實ニ憂慮ニ堪ヘナイ次第デアリマス、由來内務行政ニ造詣ノ深い内閣閣下ニ對シテ所謂遷延ニ説法デ恐縮ノ至リデアリマスガ、今ヤ新生日本ノ再建ト共ニ、封建的官治の色彩ヲ打破シ、地方分權の自治制度ノ確立ヲ要望スルノハ、我ガ全國民ノ總意デアリ與論デアリマス折柄、特別都市計畫法ノ實施ニ當リ、之ニ關聯セル五大都市特別市制ノ實施ハ今ヤ空前絶後ノ好機會デアルト存ジマスガ故ニ、内務大臣ニ於カセラレマシテハ、何卒一日モ速カニ五大都市特別市制ヲ制定シ、以テ大都市自治行政ノ發展ニ遺憾ナカラシメラレムコトヲ切望シテ已マナイノデアリマス、イツモ陳情ノ節ニ御當局ハ殘存地域ガ此ノ問題ノ癥デアルト仰セガアリマシタガ、之ガ處置解決ニ關シマシテハ、御當局ニ於テ銳意御畫策下サレ

テ居ルコト存ジマス、併シナガラ五大都市中大阪市ハ面積ニ於テ舊東京市ト同ジデアリ、又財政ニ於テモ殆ド同額ニ近い程變ヲ摩シテ居ルノデアリマス、唯戰後大阪市の人口ガ東京市ニ及バナクナツタケデアリマススケレドモ、大阪市住民ノ社會的日常生活ニ於テ、連帶性ヲ有シ、且一體觀ヲ形成セル接續市町村即チ池田市、豐中市、吹田市、布施市、堺市、泉大津市、三郷町、豐島村等ヲ併合致シマス、人口約二百萬餘ノ所謂理想的大都市トナリ、高槻市、岸和田市、貝塚市ヲ恰モ東京都ノ立川市、八王子市ト同一ノ制度トシテ、又攝津、河内、和泉ノ三郡部ハ東京都ノ三多摩郡ト同ジ制度トスルト、東京都同様ノ大阪都ヲ構成シ得ルモノデハナイカト思フノデアリマス、唯警察權ガ問題トナリマス、ケレドモソレハ警察廳ノ分廳、又ハ近畿警察廳ノ設置ニ依ツテ解決スルノデハナカラウカトモ思フノデアリマス、今ヤ都長官ヲ始メ、各府縣知事ノ公選ヲ唱道セラレル秋ニ當リマシテ、特別市制中ノ一先例トシテ、大阪都制ノ私案ヲ申上ゲタノデアリマス、何故ニ私ガ大阪都制ヲ提唱致シマスカト云フト、我ガ國ガ地勢上帶ノ如ク東西ニ長イ島ニ、自ら地理

的ニモ二ノ文化的、社會的、工業的、經濟的使命ノ重要ナル首府ヲ要スルノデアリマス、況ンヤ三百年來ノ文化ノ中心ノ東京ニ比シ、近畿ハ飛鳥時代ヨリ千年ノ古キ文化ヲ享有シ、而モ大阪ハ其ノ中心デアアルノデアリマス、現ニ東京ガ東日本ニ雄飛スルガ如ク、大阪ハ西日本ニ股盛ヲ極メ、自ラ首府ノ役割ヲ任ジツ、我ガ國文化經濟ノ源泉地トナツテ居ルノデアリマス、我ガ東海邊線中、大阪阪、東京關間ノ交通量ガ世界屈指ノ多量デアルト云フコトニ徴シテモ思ヒ半バニ過グルモノガアラウト思フノデアリマス、是レ即チ兩都間ノ經濟的、文化的、社會的、教育的、政治的、工業的ニモ實ニ關係ト交渉ガ頗ル頻繁ナル所以デアラウト思フノデアリマス、以上私ノ觀點ニ對シ、何卒内閣閣下ノ御高見ヲ拜聴致シタイノデアリマス、次ニ府縣併合問題ニ關シテ一言申上ゲタイト存ジマス、現行ノ一道二府四十二縣ハ明治九年ノ制定デアリマシテ、我ガ國海陸交通機關ノ幼稚、否皆無トモ申スベキ時代其ノ儘ノ制度デアリマス、其ノ當時ノ言葉デ文明開化ノ魁ト稱サレマシタ唯一ノ交通機關タル鐵道ハ、新橋橫濱間ノ十九「マイル」ト、大阪神戸間ノ二十「マイル」トノ合計、三十九「マイル」

ト云フ貧弱サデアツタノデアリマス、昭和十年ニ至ツテ大阪京都間二十七「マイル」ノ開通ヲ見マシタガ、之ヲ合シマシテモ、僅カ六十六「マイル」ニ過ぎナイノデアリマス、其ノ後明治二十年、大阪府ヨリ大和、一圓ヲ割イテ奈良縣ヲ設置シマシタノデ、一道三府四十縣トナリマシタガ、牛歩的ナガラモ水陸交通機關ハ稍々増設サレタノデ、明治二十九年ニ當時ノ自由黨、只今ノ日本自由黨デハアリマセス、其ノ舊自由黨ガ、二府十三縣制ヲ設立テマシタコトガゴザイマスケレドモ、代議士ノ選舉地盤ニ影響スルコトカラ、遂ニ有耶無耶ニ立消エテシマツタノデアリマシタ、ソコデ私ハ大正十四年ニ某新聞ニ府縣併合論ト云フ論文ヲ寄書致シマシテ、是ガ斷行ヲ強調致シマシタコトハ、當時其ノ問題ニ關心ヲ御持チニナツテ居タ識者ガ未ダ御存在デアラセラレマシタナラバ、今尙御記憶ノ新ナル所ト存ジマス、將又第七十議會ニ於テ當時ノ内閣、兒玉伯爵ニ府縣併合ノ要望ヲ強調致シマシタコトガアリマシタガ、何分ニモ此ノ問題ハ地方行政ノ根幹デアリ、歴史的ニモ、經濟的ニモ種々ノ事情ガアリマスガ故ニ、爾來難問題視サレツ、アツタノデアリマス、今ヤ不磨ノ大典スラ一變シテ、我ガ國

嗚呼ノ大變革期ニ遭遇スルノミナナズ、揭テ加ヘテ、當問題ニ最モ關聯ノ深い特別都市計畫法案ガ愈々實施セラレムトスルニ至リマシタノデ、其ノ運營ノ圓滑ヲ期スルニ於テ、是非此ノ難問題ヲ斷乎解決スル秋デハナカラウカト存ジマス、殊ニ四十二縣中、或數縣ノ如キハ人口及ビ財政ガ東京都、大阪府ノ一區ニモ及バナイ實情デアリマシテ、之ガ爲ニ堂々タル地方官ヲ配シテ、一個ノ獨立縣トシテ存在セシムルニハ、餘リニモ小サイ存在デハナカラウカ知ラト思フノデアリマス、又前途右爲ノ地方官ノ多數ヲ斯機ナ小サイ存在ニ封ジ込メ置クト云フコトト、電軍ナク、「バス」ナク、「トラック」ナク、汽船ナキ明治初年其ノ儘ノ制度ヲ墨守スルト云フコトガ大イナル誤リデハナカラウカトモ存ジマス、今ヤ我ガ國ノ交通機關ノ發達ハ昔日ノ比デナイノデアリマス、鐵道ノ如キハ、今ヤ私鐵ヲ混ゼテ二萬數千「キロ」ヲ突破シ、國內相互ノ距離ハ短縮セラレタノデアリマス、斯様ナ小規模ノ一行政地域ト、人口三百萬ノ大府縣ト同一ニ律スル不合理ハ申ス迄モナク、今ヤ行政費ノ節約ヲ要スル時代ニ於テ、將又特別都市計畫法實施ニ際シ、生産、統制、配給ノ面ヨリシテ、是等ノ併合ハ是非斷行

スベキ秋デアツテ、片時モ忍諾ニ付ス
ベカラザルモノト存ジマス、尤モ人情
トシテ、併合サレル縣ハ反對致シマセ
ウガ、併合スル府縣ハ賛成致スコトト
存ジマス、要スルニ贊否ハ大差ナク、
何等問題ニ關係ナイモノト思ヒマス、
以上ニ付テ何卒内務大臣ノ御高見ヲ拜
聴致シタイノデアリマス

○議長(公爵徳川家正君) 大村内務
大臣

(國務大臣大村清一君登壇)

○國務大臣(大村清一君) 御答ヘ致シ
マス、大阪市ヲ初メ其ノ他ノ大都市ガ
我が國ノ有力ナル國力ノ源泉デアツタ
ノデアリマスルガ、是等大都市ノ戰後
復興ヲ圖リ、其ノ行政機能ヲ發揮セシ
メマスコトハ、國內ノ速カナル回復ヲ
圖リ、國家再建ニ寄與セシメル所以デ
アリマシテ、之ガ爲必要ナル方途ヲ講
ズルコトハ喫緊ノ要務デアルト存スル
ノデゴザイマスルガ、其ノ爲ニ今直チ
ニ特別市制ヲ實施スル必要ガアリヤ否
ヤニ付キマシテハ、尙屬ト掘下ゲテ、
慎重ニ検討シ、之ヲ決定スベキデ
アルト考ヘル者デアリマス、我
ガ國二百ニ餘ル市ノ中デ特別ノ
モノ、即チ特別ノ大都市ニ對シ
マシテ、一律ノ市制ヲ律スルコトハ適
當デナイト云フコトハ、多年朝野ニ叫

パレテ居リマシテ、ソレハ一ツノ間違
ヒナイ定見デアラウト思フノデアリマ
スガ、併シ特別市制ヲ如何ニ定メテ行
クカト云フコトニ付キマシテハ、多年
ノ懸案ニ相成ツテ居リマシテ、政府ト
致シマシテモ、從來此ノ點ニ多大ノ注
意ヲ拂ヒ、研究モ致シテ來テ居ルノデ
ゴザイマスルガ、何分此ノ問題ハ、今
後地方行政ノ範圍ヲドコニ置クカト云
フ、最も基本的ナ問題ト直接關係ガア
ルノデアリマス、從ツテ此ノ面カラ十
分檢討ヲ加ヘル必要ガアルト思フノデ
アリマス、即チ、第一ニ、特別市ノ範
圍ヲ如何ニ定メルカ、第二ニハ、只今
御質問ノ中ニモアツタコトデゴザイマ
スルガ、特別市ト殘存郡部トノ關係ヲ
如何ニ調整スルカト云フヤウナ基礎的
部分ノ外、現下ノ復興計畫、食糧對
策、財政對策等ノ現實的部面ヲ併セ檢
討致シマシテ、特別市制ノ内容ト之ガ
實施ノ時期ヲ決定スベキデアルト思フ
ノデアリマス、尙今期議會ニ於テ御審
議ヲ願フコトニナツテ居リマスル地方
制度改正ノ成果トモ併セ考ヘマシテ、
研究ヲ進メタイ考デゴザイマスルガ、
少クとも今ハ其ノ時期デナイノデハナ
イカト考ヘテ居ル次第デアリマス、尙
御質問ノ中ニハ大阪市ニ對シテ、他ノ大
都市ト切離シテ之ニ都制ヲ施行シタラ

ドウカト云フヤウナ御發言ガアツタト
思フノデアリマスルガ、此ノ特別市制
ヲ實施スルニ當リマシテ、大阪市ガ
ニスルカ、又他ノ數個ノ大都市モ含メ
テ、同時ニスルカト云フ問題ニ付キマ
シテモ、種々檢討ヲ要スル點ガアルノ
デゴザイマスルガ、私共只今ノ處ト致
シマシテハ、數個ノ大都市ヲ編メテ取
扱ツタ方ガ適當デハナイカト考ヘテ居
ルヤウナ次第デアリマス、併シ此ノ問
題ニ付キマシテモ、今後十分檢討シテ
見タイ考デ居リマス、次ニ府縣ノ廢合
ニ付テノ御質問デゴザイマスルガ、現
在ノ府縣ガ、交通、經濟等ノ變遷、發
達ニ伴ヒマシテ、其ノ合理性ヲ段々失
ツテ來テ居リマスルコトハ御述ノ通り
ト思ヒマスルガ、府縣ノ區域ノ問題
ハ、現下ノ國情ニ即シマシテ、新タ
且慎重ニ考ヘテ見ナケレバナラヌ問題
デアルト思フノデアリマス、即チ將來
ノ地方行政運営ノ單位トシテ、如何ナ
ル區域ガ最も府縣ニ對シテ適當デア
ルカト云フ基本問題ト、又現在ノ府縣ノ
持つテ居リマス所ノ、歴史の傳統、地
理の沿革、從ツテ府縣民團結ノ實情等
ノ關係モ、十分檢討致シマシタ上デ、
決定スベキデアルト思フノデアリマ
ス、而シテ其ノ結果ガ、假ニ府縣ノ廢
合ガ宜シイト云フ結論ニ達シ得タト致

シマシテモ、少クとも現在ノ我が國ノ
國情ノ下デハ、其ノ實施ノ時機デハナ
イト考ヘテ居ルヤウナ次第デアリマス
○佐々木八十八君 簡單デアリマスル
ノデ、議席カラ御許ヲ願ヒタウゴザイ
マス
○議長(公爵徳川家正君) 宜シウゴザ
イマス
○佐々木八十八君 只今ハ内閣閣下ヨ
リ、イトモ明確ナル御答辯ヲ拜聴致シ
マシテ、滿腔ノ謝意ヲ表スル次第デア
リマス、ドウゾ此ノ上、御檢討ノ上、
一日モ速カニ御實施ノ機運ニ遭遇スル
ヤウニ祈願シテ已マナイノデアリマ
ス、唯私ハ催促ノヤウナコトヲ申上ゲ
マスガ、此ノ五大都市特別市制ノ最モ
痛トスル殘存ノ地域ノ處置ガ、今度ノ
府縣廢合ニ大イニ役ニ立ツト思フノ
ハ、ソレヲ實例ヲ申上ゲマス、例ヘ
バ神奈川縣ヨリ横濱ヲ拔キ、兵庫縣カ
ラ神戸ヲ拔キ、愛知縣カラ名古屋市ヲ
拔キ取ツタナラバ、後ノ殘存町村ハ僅
カニナルノデアリマス、之ヲ隣縣ニ併
合スルト云フコトヲ檢討シタラ宜イト
云フコトモ考ヘルノデアリマス、併シ
今内閣閣下ノ仰セニ依リマス、歴史
的ニ於テモ、地理的ニ於テモ、經濟的ニ
於テモ、容易ニ出來ナイ點ガアルト云
フ御話ヲ伺ヒマシタガ、之ニ付テ此ノ

上層一層御審議御檢討アラムコトヲ念
願シテ、私ノ質問ハ是デ打切ツテ置ク
次第デアリマス、更ニ深厚ナル謝意ヲ
表スル次第デアリマス
○議長(公爵徳川家正君) 他ニ御發言
モナケレバ本案ノ採決ヲ致シマス、本
案ノ第二議會ヲ開クコトニ御異議ゴザ
イマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイ
ト認メマス
○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第
二議會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス
○子爵植村家治君 贊成
○議長(公爵徳川家正君) 西大路子爵
ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイ
ト認メマス
○議長(公爵徳川家正君) 本案ノ第二
議會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ、
全部ヲ問題ニ供シマス、本案全部委員
長ノ報告通リデ御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイ
ト認メマス
○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第
三議會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 贊成

○議長(公爵徳川家正君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家正君) 本案ノ第三讀會ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通りデ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイト認メマス、次會ノ議事日程ハ決定次第、彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午前十一時十七分散會

定價 一部 七十錢

發行所 東京都麹町區大手町
電話 丸ノ内三三五二
振替東京一九〇〇 圖書課